

## 情報ファイル

## Information

## 医療

母子家庭等医療費  
受給者証の更新

母子家庭等医療費受給者証をお持ちの方は、有効期限が7月31日(金)までとなっておりますので、更新の手続きが必要です。

該当する方には、7月中旬に通知文書を送付しますので、期間中に更新手続きをお願いします。

**更新期間** 7月25日(出)～31日(金)  
**更新時間** 午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日も行っています。  
**更新場所** 市民窓口グループ  
**問合せ先**

市民窓口グループ  
☎52-11111 (内線227・217)

## 国民健康保険

## 高齢受給者証の更新

現在お持ちの受給者証(国民健康保険高齢受給者証)は、7月31日(金)で使用できなくなります。

新しい受給者証は、原則として7月末日までに自宅へ郵送します。

8月以降、病院などで受診する場合は、新しい受給者証を病院などの窓口へ提示してください。

※新しい受給者証は肌色です。  
**古い受給者証は？**

古い受給者証は、8月31日(月)までに郵送か通知文に記載されている施設の回収箱または直接市民窓口グループまで返却してください。

**問合せ先**

市民窓口グループ  
☎52-11111 (内線216・261)

## 長寿(後期高齢者)

## 医療保険証の更新

現在、皆さんがお持ちの保険証の有効期限は7月31日(金)です。

8月1日(出)から使用していた保険証を、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便でお送りします。

※長寿(後期高齢者)医療保険料を滞納している方は、市民窓口グループ窓口での更新となります。

※簡易書留郵便は、受け取ることに押印または署名が必要で

す。配達時に不在の場合は、郵便受けに『郵便物等お預かりのお知らせ』の案内が入りますので、案内に表示してある問い合わせ電話番号で再配達依頼をしていただくか、直接受け取りに行ってください。

※郵便支店での留置期間(案内に記載されている期間)を超えると、保険証は市民窓口グループに返還されます。その場合は、市民窓口グループの窓口でお渡します。

※身分証明書と現在お持ちの保険証を持ってお越しください。

※保険証の色が、桜色から若草色に変わります。また、有効期限、一部負担割合の文字が大きくなります。

※保険証は、有効期限を過ぎると使用できません。8月1日(出)以降に医療機関などで受診するときは、必ず新しい保険証を提示してください。なお、所用で市役所へお越しの際には、古い保険証をお返しください。

**問合せ先**

市民窓口グループ  
☎52-11111 (内線217・227)

70歳未満の方が入院したときの  
高額療養費限度額  
認定証

70歳未満の方が入院し、1か月の医療費の自己負担額が高額になったときは、限度額認定証の交付を受けることにより医療機関の窓口での自己負担額が限度額までとなります。

また、すでに限度額認定証の交付を受けている方は、有効期限が7月31日(金)までです。

該当する方には、申請書を送付しますので、更新手続きをしてください。

※滞納のない世帯に限度額認定証が交付されます。

国民健康保険税を滞納している世帯はこれまでどおり、窓口で医療費の3割をいったん全額自己負担していただきます。

**持ち物** 被保険者証・印鑑、交付済みの限度額認定証(更新の方のみ)

**問合せ先**

市民窓口グループ  
☎52-11111 (内線216・261)

